

第 447 回佐賀地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和 7 年 3 月 17 日（月） 14：59～16：27

- 2 場所 佐賀第 2 合同庁舎 共用大会議室 2

- 3 出席者
公益代表：甲斐委員（会長）、安永委員（会長代理）、安德委員、早川委員、松本委員
労働者代表：東島委員、松尾委員、諸富委員、彌常委員、山口委員
使用者代表：西岡委員、八谷委員、浜村委員、平野委員、福母委員
事務局：城労働局長、恒吉労働基準部長、北村賃金室長、岩竹室長補佐、濱賃金調査員

- 4 議題
 - (1) 特定最低賃金専門部会の改正審議経過報告について
 - ① 一般機械器具製造業関係最低賃金
 - ② 電気機械器具製造業関係最低賃金
 - ③ 陶磁器・同関連製品製造業最低賃金

 - (2) 特定最低賃金改正に係る意向表明について

 - (3) その他

○岩竹室長補佐

審議に入ります前に事務局から御報告いたします。本日傍聴人としまして、北海道大学安部教授が来られていますのでよろしくお願ひいたします。本日は委員全員が参加されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されている定足数の10名に達していることを御報告いたします。また、本日労働者代表委員の岩井委員から交代された彌常委員が初めて出席されていますので、ご挨拶をお願ひいたします。

○彌常委員

前任の岩井から交代となりました彌常と申します。生まれは福岡、佐賀の前任地は鹿児島から参りました。是非ともよろしくお願ひいたします。

○岩竹室長補佐

ありがとうございました。
それでは会長、議事の進行をお願ひいたします。

○甲斐会長

皆さん、こんにちは。ただいまから、第447回佐賀地方最低賃金審議会を開催いたします。各委員の皆様には年度末のお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、議事次第にしたがって審議を進めたいと思います。

まず、(1)「特定最低賃金専門部会の改正審議経過報告について」です。

今年度の特定最低賃金専門部会につきましては、一般機械器具製造業関係最低賃金及び電気機械器具製造業関係最低賃金、陶磁器・同関連製品製造業関係最低賃金すべてが、全会一致となり最低賃金審議会令第6条第5項が適用されておりましたので、専門部会の議決を審議会の議決として、結審日に佐賀労働局長あて答申しています。

本日は、各専門部会の部会長から、審議経過について報告をしていただきます。

それでは、一般機械器具製造業関係最低賃金専門部会について、安永部会長に説明をお願ひいたします。

○安永部会長

それでは安永より、一般機械器具製造業関係最低賃金専門部会金額審議の経過について御報告いたします。去る令和6年9月5日に開催されました第446回審議会において、佐賀労働局長より金額改正の諮問がありました。それを受けて第1回専門部会を令和6年10月4日に開催し、部会長及び部会長代理の選出を行い、経済統計資料、賃金調査結果などについて確認をした後、労使同席のもとで労使双方で今年度の金額審議に係る基本的な考え方について意見表明が行われました。その後10月7日、17日、22日と合計4回にわたり金額審議を重ねました。当初は労使の意見に隔たりがありましたが、各委員の皆様の熱心な御審議と御理解により第4回専門部会において全会一致にて結審し、当日付けをもって佐賀労働局長宛て答申を行いました。答申の具体的内容につきましては、お手元の資料の1ページから3ページに添付してあります報告書のとおりとなります。改正されました最低賃金額は時間額は1,010円で、36円の引上げ、発効日は令和6年12月20日に法定どおり発効をしています。以上、御報

告いたします。

○甲斐会長

ありがとうございました。

ただいまの御報告について、皆様、御意見、御質問はございませんか。

(意見・質問なし)

○甲斐会長

御意見等ないようであれば、電気機械器具製造業関係専門部会について、早川部会長代理に説明をお願いいたします。

○早川部会長代理

電気機械器具製造業関係最低賃金専門部会金額審議の結果について報告します。

去る令和6年9月5日に開催されました第446回審議会において、佐賀労働局長より金額改定の諮問がありました。それを受けて第1回専門部会を令和6年10月8日に開催し、部会長及び部会長代理の選出を行い、経済統計資料、賃金調査結果などについて確認をした後、労使同席のもとで労使双方から今年度の金額審議に係る基本的な考え方について意見表明が行われました。その後10月16日、18日と合計3回にわたり金額審議を重ねました。当初は労使の意見に隔たりがありましたが、各委員の皆様の熱心な御審議と御理解により第3回専門部会において全会一致にて結審し、当日付けをもって佐賀労働局長宛て答申を行いました。答申の具体的内容につきましては、お手元の資料の4ページから6ページに添付してあります報告書のとおりです。改正されました最低賃金額は時間額は996円で、53円の引上げ、発効日は令和6年12月19日に法定どおり発効をしています。以上、御報告いたします。

○甲斐会長

ありがとうございました。

ただいまの御報告について、何か御意見、御質問等はございますか。

(意見・質問なし)

○甲斐会長

御意見等ないようであれば、陶磁器・同関連製品製造業関係専門部会について、安徳部会長に御説明をお願いいたします。

○安徳部会長

陶磁器・同関連製品製造業関係最低賃金専門部会金額審議の結果について報告いたします。

去る令和6年9月5日に開催されました第446回審議会において、佐賀労働局長より金額改定の諮問がありました。それを受けて第1回専門部会を令和6年10月11日に開催し、部会長及び部会長代理の選出を行い、経済統計資料、賃金調査結果等につ

いて確認をした後、労使同席のもとで労使双方から今年度の金額審議に係る基本的な考え方について意見表明が行われました。その後 10 月 23 日にも金額審議を行い、各委員の皆様の熱心な御審議と御理解により第 2 回専門部会において全会一致にて結審し、当日付けをもって佐賀労働局長宛て答申を行いました。答申の具体的内容につきましては、お手元の資料の 7 ページから 9 ページに添付してあります報告書のとおりです。改正されました最低賃金額は時間額は 957 円で、56 円の引上げ、発効日は令和 6 年 12 月 21 日に法定どおり発効をしています。以上、御報告いたします。

○甲斐会長

ありがとうございました。

ただいまの御報告について、何か御意見、御質問等はございますか。

(意見・質問なし)

○甲斐会長

それでは三つの専門部会の報告につきましては御異議が無いということで次に進みます。

議事次第(2)「特定最低賃金改正に係る意向表明について」です。事務局より御説明等をお願いします。

○北村賃金室長

佐賀県におけます現行の特定(産業別)最低賃金3業種につきまして、お手元の資料 20 ページのとおり、賃金改定の意向表明がありました。金額改定の主たる理由としまして、産業別の一般労働者賃金と最低賃金格差が大きいこと、それから 2025 年春季生活闘争で一般労働者の賃上げ要求書が提出され、賃金改善が行われる状況にあることです。

なお、今後、特定最低賃金改定の申出をされる際に留意していただきたい点について、大きく 2 点説明させていただきます。

まず、申出の要件でございますが、最低賃金法第 16 条の規定では、特定最低賃金については、地域別最低賃金を上回るものでなければならないとなっております。来年度の地賃改正目安額や改正額はわかりませんが、今後の情勢等を考慮して申出していただく必要がありますので、よろしく願いいたします。

それから、申出に当たりまして、お手元の令和 7 年度版最低賃金決定要覧記載の適用労働者数である、陶磁器で 1,450 人、一般機械で 4,760 人、電気機械で 8,290 人の 3 分の 1 以上の申出労働者数の確保をお願いいたします。

なお、申出時期につきましては、6 月末を目途をお願いいたします。

○甲斐会長

ありがとうございました。

労働者代表委員から意向表明につきまして、補足等があれば御発言をお願いします。

○東島委員

一般機械の方からです。まずは昨年度の一般機械器具製造業関係の改定において真摯な討議、御回答を頂いたことに感謝いたします。さて、今まさに春季生活闘争の賃上げ交渉が行われております。春闘における大手製造メーカーの回答は、満額回答や要求額を上回る企業も現れるなど高水準な回答が出ていますが、連合は労働者の約7割が働く中小企業の賃金改善が無ければ、経済成長は難しいという認識にあります。そのために価格転嫁により利益を確保し、それを賃金に回す環境づくりが重要といえます。企業としても賃金を上げていかなければならないという認識が社会的な要請になってきていると考えており、各経営者の方々も人手不足といわれる大変厳しい中ですが、生産性の向上や労働環境の改善など御努力を頂いております。

特定最低賃金の位置づけは大変重要なものであり、佐賀県の一般機械器具製造業は、業種の幅も広く、業界を下支えする重要な業種でありますし、特に中小・零細企業の比率が高く、労働組合の未組織労働者も多い業種です。労働者間の格差をより小さくするためにも、大手中小企業と連動し大幅に引上げていくことが重要です。また、生産拡大や新たな生産要素を導入するイノベーション創出企業も多く、県内の主要産業として守り育てていかなければいけません。現在、人手不足が急速に進行し、その結果若い人たちを中心に処遇の良い企業へと転職する傾向があります。将来にわたり優秀な労働力を確保するためにも、佐賀県の製造業の水準は高いという自信をもって働いて欲しいと思っています。そういった観点から、意向表明をし、賃金改定の取り組みを行って参りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○甲斐会長

ありがとうございました。

ただいまの補足説明について、さらに何かございませんか。

(意見なし)

○甲斐会長

ありがとうございました。

それでは、電気機械器具製造業の方からお願いします。

○諸富委員

電気機械器具製造業関係の諸富です。

最低賃金の審議につきましては、審議の必要性について、「必要性あり」ということに御理解を頂きまして、論議が出来る環境下で、公労使がそれぞれの立場で意見を交わし、建設的な論議を経て、全会一致で金額決定となりましたこと改めて感謝を申し上げます。

それぞれ立場も違いますので、審議結果に対する考え方、受け止めについては、必ずしも同じということではないかもしれませんが審議結果が当該産別に関わる多くの皆様に影響を与えることについては共通した理解であると思います。それ故、必要な場面で建設的な論議を交わし、審議を尽くして、着地点を見出すべきとのことについてはそれぞれが同じ思いを共有させて頂いていると考えます。

さて、先週 3 月 12 日に電機連合の大手 12 社の主要組合に対し、一斉に今春闘の回答が提示されました。回答結果につきましては、既に報道等で御承知としますので改めてこの場で詳細を述べるのは割愛させていただきますが、積極的な人への投資により、実質的に賃金を向上させ経済の好循環に繋げることについて確認がされる中、サプライチェーンの裾野の広い当該産別においてはその取り組みを広く普及させることが肝要であり、特定最低賃金の位置付けは非常に重要なものであると認識をしております。

併せて、労働人口が減少する中において、当該産別が関係する企業を働く場として選んで頂ける要素の一つとしても、特定最低賃金の位置付けは非常に大きいと受け止めております。今春闘の交渉の場面では原材料価格やエネルギーコスト、賃金引上げに伴う労務費などの上昇分の適正な価格転嫁につきましては、パートナーシップ構築宣言を推進し、サプライチェーン全体での付加価値の適正循環を進めていくこと、また政府などの指針を踏まえつつ電機各社において、傘下グループ各社を含めて価格転嫁を実現していくことは社会的責任の観点からも必要なことであり、電機産業が幅広い分野の取引において活動を推進することにより、他産業にも波及させ、発注者及び受注者双方の付加価値の拡大を目指していくことについても労使で確認がされております。

以上のことをお伝え申し上げ、本年度につきましても特定最低賃金に関し、公労使で議論が出来る場面を設定いただき、その中で審議を尽くして参りたいと思っておりますので御理解をお願いし、意向の表明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○甲斐会長

ありがとうございました。

ただいまの補足説明について、何か追加でございませんか。

(意見なし)

○甲斐会長

それでは、陶磁器・同関連製品製造業の方からお願いします。

○山口委員

陶磁器製造業関係の山口です。よろしくお願いいたします。

今年度の特定最低賃金の審議に当たっては、公益委員の方々、使用者委員の方々、歴史的な地域別最低賃金の引上げに加え、特定最低賃金改定の申出に対して真摯な討議、誠意ある回答をいただき、感謝申し上げます。

国内では昨年に引き続き、大幅な賃上げということで非常に盛り上りを見せております。しかしながら、失われた 30 年、デフレからの脱却とは言いながらコストプッシュ型のインフレで世の中は本来望まれる経済状況ではありません。使用者側におかれましても、特に中小・零細企業では経営が困難な状況と思われれます。このような状況を改善する一つとして消費の拡大が必要と考え、賃金の引上げによって可処分所得を増やしていくことが必要と思っております。経営状況の立て直しや設備投資も必要ではありますが、局所的に言えば消費拡大による売り上げ増、それにより経営状況の改善につ

ながるものと考えます。

さらに私たち陶磁器産業において、他産業と違い産業の縮小の一途を辿っており、有田焼の人材不足は深刻で、将来が見通せず、廃業を考えている企業も少なくないとの情報もあります。設備投資をしても人材を確保できず、人手不足から倒産となりかねません。有田焼を始めとした陶磁器は、佐賀県を代表する伝統地場産業であり、当たり前のように私たち労働者は、誇りをもって日々業務を行っております。使用者の方々に置かれましても同じ思いだと感じております。誇りある伝統産業を今後将来的に存続させていくために、誇りをもって従事している労働者のモチベーション維持、その方々が待ち望んでいる伝統を引き継ぐための新たな人材の確保が第一優先です。雇用の維持・確保がどの企業も産業も同じだと思いますし、小さいパイの取り合いの中で、ただでさえ他産業と差が広がっている賃金の格差を小さくすることや賃金への魅力から人材確保が必要です。佐賀県の伝統的地場産業への回帰・変革のためにも皆様方のさらなる御理解を頂きながら引き続き審議の場を設けさせて頂ければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○甲斐会長

ありがとうございました。

ただいまの補足説明について、何か追加でございせんか。

(意見なし)

○甲斐会長

ありがとうございました。

ただいま、労働者側からの「意向表明」について、使用者側から何かありますか。

○西岡委員

十分意向は認識させて頂きました。

○甲斐会長

はい、わかりました。それでは、次に進みたいと思います。

議事次第(3)「その他」についてですが、事務局から御提案等がございますので、よろしくお願ひします。

○北村賃金室長

まず、資料について説明いたします。

お手元の資料の方は、例年どおりの資料を付けさせて頂いております。

10 ページから 12 ページは、佐賀県特定最低賃金決定状況一覧、13 ページから 15 ページは、全国特定最低賃金決定状況一覧、16 ページに最低賃金審議状況、17 ページに佐賀県地域別最低賃金決定状況一覧、18 ページに全国地域別最低賃金決定状況一覧、19 ページに目安額の推移を付けさせて頂いておりますので、ご覧いただければと思います。

私の方からは、22 ページからの令和 6 年度最低賃金周知広報状況、24 ページから

の令和6年度業務改善助成金交付決定実績、26ページからの来年度からの特定最低賃金必要性審議の方針等について説明いたします。

まず、22ページの令和6年度最低賃金周知広報状況ですが、御覧のとおり佐賀県については、地域別最低賃金、特定最低賃金、業務改善助成金いずれも広報誌、ホームページともに掲載していただいております。

市町につきましても、地域別最低賃金についてはすべての市町で広報誌又はホームページに掲載され、特定最低賃金、業務改善助成金についても、昨年度より掲載が多くなっています。

また、例年労働団体、使用者団体の広報誌掲載が少ない状況ですが、これについては、掲載した場合に報告をお願いしているのですが、あくまでお願いベースであり、実際には資料の数字よりかなり多いと思われます。

その他については、公共施設や公民館等ですが、これについても掲載報告があった件数ということになります。

テレビにつきましては、県内の複数のケーブルテレビで放送していただきました。

23ページの(4)①は、ポスター等による広報の件数です。先ほど労働団体、使用者団体の広報誌掲載について説明しましたが、少なくともポスター等は掲示いただいていると思われます。来年度も公共施設等に広報していただきますよう努めてまいります。

続きまして、24ページの令和6年度の業務改善助成金交付決定実績で、令和6年2月末現在の実績です。交付決定件数が209件と令和5年度から4件減少していますが、これは、予算の関係から締切を早めたためですが、来年度予算は、今年度予算の約1.8倍となっています。

産業分類別では、宿泊・飲食サービス業が最も多く、次いで医療・福祉となっています。労働能率の増進に資する設備・器具等については、事業場によって様々となっています。

○甲斐会長

それでは、ここまでで一旦御質問等を聞きましょうか。

ただいま、周知状況、助成金の交付状況について事務局より説明を頂きました。これについて、御意見、御質問等ありますか。

○諸富委員

周知状況の中で、地域別最低賃金は要請20件に対して20件の掲載を確認されたということでしたが、逆に特定最低賃金や助成金に関しては要請に対して掲載がされていないということについては、特に何か理由があるのでしょうか。

○北村賃金室長

地域別最低賃金は今年度は全ての市町で掲載されたのですが、かなり電話等で督促をいたしまして掲載されたという経緯がございます。地域別最低賃金は全ての労働者に適用されるので、市町にもある程度関心がございますが、特定最低賃金は限られた労働者に適用されるものなので有田や伊万里など以外ではなかなか関心を持ってもらえないという状況もございます。最低賃金の広報の一環として、業務改善助成金に

についてもお願いしているのですが、地域別最低賃金を主に掲載して頂いているという状況にございます。

○福母委員

令和6年度の佐賀県の業務改善助成金は209件ということでしたが、一頃佐賀県では非常に交付件数が少ないという時期がありました。最近では急に交付件数の桁が上がっていますが、他県との比較、例えば経済規模とかは現時点でわかりますか。

○北村賃金室長

いま詳細な資料は持って来ていませんが、仰るとおり、以前は全国でも最低位の状況にもあったのですが、今はそうではなく同じ経済ランクの中でも割と高めの位置にはなっております。経済ランクが高いところは、高めの件数になっています。

○福母委員

是非わかる範囲で結構なので、業務改善助成金の交付件数について、他県との比較がわかる資料を示していただければなと思います。

○甲斐会長

福母委員の資料は次回でよろしいですか。事務局は今後とも広報等よろしくお願ひします。

○山口委員

市町への特定最低賃金の広報依頼について、今回陶磁器の部会でわかったのですが有田町のホームページに掲載されていなかったということがわかりましたので、その辺りの確認もしっかりと行って頂きたいと思います。

○北村賃金室長

今年度はそこも含めてお願ひし、入念に確認までいたしましたので大丈夫です。

○山口委員

よろしくお願ひします。

○甲斐会長

ほかに何かございますか。

○西岡委員

業務改善助成金の件ですが、交付決定率はどれくらいになりますか。

○北村賃金室長

今年度はまだ集計結果が出ていませんが、昨年度とほぼ変わらない状況だと聞いてまして、95%ほどは交付されている状況です。

○西岡委員

落ちた5%は書類の不備とかですか。

○城労働局長

交付要件に該当せず不交付になったものです。

○甲斐会長

ほかに何かございますか。

○福母委員

佐賀県が、業務改善助成金に上乗せして支給するという助成金を始めるんですよね。国の方はよくわかりませんが、県の方は交付金の関係とかがあって申請期間が短かったりして、1回くらいは伸ばしてくれたりするらしいですが現状を言うと、計画して発注して見積まではくれるが、実際建設関係あるいは資材が入りにくいとか、見積以上の金額になってしまうとかいう理由で工事まで行かないケースがあって、結局申請は通り、計画はしたけれども活用できなかったという事例があるそうです。こういった御事情を労働局でも把握されていると思いますので、是非事業者目線でやっていただければと思います。

○甲斐会長

県も柔軟に対応していただけるように、福母委員からも是非とも御意見を言っていたらと思います。

○福母委員

(意見は) 言うてはいるんですよね。

国の交付金の関係とかあって、こちらではよくわからない事情があるみたいなので、一概に何ともいえない状況で、出来る限り対応はしてもらおうということでお願いはしたところです。

○甲斐会長

業務改善助成金は重要なポイントですよ。是非、皆様、連携をして進めていただければと思います。

ほかに何かございませんか。

(意見・質問なし)

○甲斐会長

それでは、事務局からお願いいたします。

○北村賃金室長

資料の26ページからです。26ページに特定最低賃金改正・決定までのプロセスの図を付けています。

これは、来年度から特定最低賃金の必要性審議について、「特別委員会」を設置して審議することの提案のために付けています。

図の必要性審議の諮問から答申までをこれまでは、異議審時の短時間で行っていましたが、諮問を地賃の諮問と同じ7月上旬に行い、地賃の答申が終わってから異議審までの間に特別委員会で必要性審議を行い、異議審時は答申だけを行う予定です。7月上旬に諮問するためには、関係労使からの申出を6月下旬までには行っていただく必要があります。

27、28 ページには、特別委員会運営規程の案文を付けております。基本的には専門部会と同じく公労使3名ずつ選任させていただきます。7月の諮問後に地賃専門部会と同様に労側及び使側から委員を推薦していただくこととなります。労側、使側の委員は3業種の業界に精通した委員が望ましいと思われれます。また、委員以外に意見陳述人が特別委員会で意見を述べてもらうことも可能です。

本日は、特別委員会の設置及び特別委員会運営規程（案）について、ご了承をいただきたくお伺いします。

○甲斐会長

ありがとうございます。

この件につきましては、以前協議をしましたが、これまでも異議審のときに申出が出て、その場で決めてしまうというやり方だったので、それぞれ問題点も課題も明らかになってきたところでした。それで、全体をこういうように整理して、特別委員会を設置して答申を行うという形にするということで、ある程度御理解を頂いていたと思いますが、いかがでしょうか。まず、こういうプロセスでやっていくということについて御意見を伺えればと思います。

ひとつ課題としては、申出の時期が少し早まりますが、申出を頂いて、必要性を審議する機会ができるということ、これは必要ではないかということがここ何年かの間で課題となっていましたので、これを解決することになるかと思えます。

○安永会長代理

この運用は、全国的な運用になるのですか。

○北村賃金室長

これまで佐賀局で行ってきた異議審の時に短時間で決めるというやり方がたぶん佐賀県くらいで、大体の都道府県では設けています。任意の委員会になるので、名称は色々と違うのですが、委員会を設けているところが多いです。

○安永会長代理

特別委員会は、いま任意の委員会と仰いましたが、法的な根拠は大丈夫ですか。

○北村賃金室長

法的には特に規定は無いです。異議審のときに決めるのも可能ですし、必要性審議について別の委員会を設けて審議するのも可能ということになっております。

○安永会長代理

わかりました。専門部会は最低賃金法であるのですが、特別委員会は特に規定がないので、任意で定めることができるという理解でいいのか気になりました。

○甲斐会長

はい、では任意で進めることができるということによろしいでしょうか。

○北村賃金室長

はい。

○福母委員

なぜ、これまで佐賀県では特別委員会がなかったのでしょうか。

○城労働局長

必要性の審議というのは、ぱっとその場でやるというのではなく、きちんとした場で丁寧にやるという趣旨で、今回から特別委員会を設けようということになるかと思っています。

○甲斐会長

長い経験の中から言うと、地域別最低賃金と特定最低賃金の差が縮まってきたということも理由としてあるのかなと思います。地域別最低賃金と特定最低賃金の差がかなり離れていた時には本当に必要だということを短時間で決断することが出来たと思いますけれど。

○福母委員

ありがとうございます。

他県の話を見ると、関係当事者の意見を聞くと色々されているところがあり、佐賀県だけは割とそういうのもあまり無かったので、予算の関係もあるのかなと思っていました。会社側と労働者側の意見を聞く等を丁寧にされている県もあったりして、今回もそういった形で必要性を審議するというのは非常に重要なことだと思います。

○甲斐会長

当事者の方の出席を認めるというのもありますし、以前は視察みたいなこともやっていたので、そういうことも含めて少し丁寧にやっていこうということだと思います。よろしいでしょうか。

○松本委員

このやり方自体には賛成なのですが、審議するという言葉の意味がわからないので、教えて頂きたいのですが、特別委員会で審議するというのは、決議をするという意味ですか。

○北村賃金室長

特別委員会は、特定最低賃金の必要性のみを審議するということになりますので、必要性が有りとなったら本審を経てまた専門部会を設けて金額の審議をするのですが、必要性なしとなった場合は専門部会も設置できなくて審議しないということになります。

○松本委員

必要性なし、という審議をこの委員会でやるのですか。

○北村賃金室長

特別委員会としての報告書を提出して、本審で最終的に決定するという事です。地域別最低賃金の専門部会の時と同じように、特別委員会報告書として特別委員会の意見を本審に提出して、最終的には本審で決めるということになります。

○城労働局長

必要性が無ければ必要性なしという報告書になるし、必要性が有るのであれば必要性ありという報告書になります。

○松本委員

ということを審議会で決議を採るということですか。

○城労働局長

最終的にはそういうことになります。

○甲斐会長

そこは重要ですよ。今のように私は理解していました。諮問を受けて必要性が有るか無いかということを特別委員会で審議して、そこでの結論を本審で報告する。あくまでも報告をする。それを受けてここで、有りか無しかの最終決定をするという意味です。

○城労働局長

最後に決定するのは本審で、今までも行っていましたから、そこは変わりないです。必要性が有るのか無いのかをこの場で議論するのは大変だから、特別委員会を設けて集中的に議論した上で、本審に結論を報告をしましょう、という趣旨で設けるということです。

○松本委員

特別委員会の意見も全会一致で決めるということですか。

○甲斐会長

別れる可能性はありますよね。必要性なしとするなら無しとするなりの理由が必要だし、その時にどういう意見が出て、最終的にその会議で多数決で決めたんだったら

多数決で決めたということも報告しなければいけないと思います。一回目をやってみないと意見がまとまるかどうかはわからないかなと思います。

○城労働局長

特定最低賃金については、労使のイニシアティブの発揮によって必要と認めたものについては設定する、ということが基本ですから、全会一致にしてもらわないと困るわけです。どちらかが必要性なし、といえばなしになるわけですよね。そこに変わりはないです。特別委員会を作っても、その場で全会一致でやっていただくというのが原則となります。

○松尾委員

特別委員会の権限はどこまであるのですか。特別委員会の結論が本審の結論に達するわけですよね。ということは、特別委員会にはかなり権限的には大きなものがあるということですよね。

○城労働局長

報告をいただいて、またこの場でやるとするならば、そうなりますよね。

○安永会長代理

やらないといけないんですよね。

○松尾委員

報告の中でも全会一致にしなければならないわけですよね。

○城労働局長

そうです。要は本審の中で必要性有りか無しかやるのであれば、当然それも全会一致になるわけです。だから、その前の特別委員会の段階で全会一致にならなければ、やる意味がないですよね。

○甲斐会長

それはちょっと違うかなと。

○安永会長代理

理屈として、全会一致でなければならない理由がわかりません。

○松尾委員

本審はわかります。本審は全会一致。

○城労働局長

必要性が有ることによって特定最低賃金というものが議論されるわけですよね。必要性が無いということであれば、それが全会一致にならなければ、必要性が有りということにはならないわけですので、そこは皆様に御理解いただきたいと思います。

○安永会長代理

法律上あくまで必要性が有ると認める最終的な権限は労働局長にありますので、本審であれ特別委員会であれ、それはあくまで諮問の立場でしかないので、多数決であったとしても全会一致であったとしても、その意見の結果を最終的に決定するのは労働局長ですから全会一致でなければならないという原則論にはならないんじゃないかと思うのですが。

○城労働局長

そのときは必要性が有りということで答申をいただくことになるかと思います。あくまでも特定最低賃金は、労使のイニシアティブ発揮により出されるものですので、ちょっと確認したほうがいいですね。

○甲斐会長

私は安永委員とは違った意味で、専門部会で決まったことではないので特別委員会で話し合う、協議の場を別に持つという意味ですよね。なのでそこで全会一致を求めるといのはおかしいかなと思うのです。それは全会一致になるに越したことはないけれども、それぞれの意見が出てくる。

○城労働局長

もちろん、理論的には様々な意見が出てきて、本審で決を採って、全会一致とすることは可能かと思うのですが。

○甲斐会長

下調べの委員会だと思ったのですが。

○松本委員

統一見解でなく、こんな意見がありましたという感じですか。

○甲斐会長

出来ればそこは統一見解として出したほうがいいんだらうけれど。

○北村賃金室長

一番望ましいのは、特別委員会で必要性ありとの報告書が出るというのが一番いいかと思うのですが、仰るとおり、そこで必ず結論を出さないといけないというものではないので、こういう意見が出ましたという報告書が出て、本審で再度皆様の意見を聞いて全会一致になるというケースもあり得るかと思います。

○福母委員

会長、今更なのですが、全会一致って今回の場合、(公労使が) 三人、三人、三人で九人で専門部会みたいな感じでしょう。使用者側の一人でも反対していたら全会一致にはならないということですか。

○甲斐会長

専門部会はそうですけれど、特別委員会は使用者側としてできれば三人が意見をまとめて頂きたいという話で、そんなに縛りがあるわけではないんじゃないかと私は思っています。

○福母委員

地域別最低賃金とかでは、最終的に賛成の方は、という多数決で決められるでしょう。全会一致というと、特定最低賃金のように使用者側も渋々賛成というように、このやり方について最後にまた最低賃金審議会で結論を出す時に賛成しませんという人が一人でもいたら、全会一致にならないのかなと、そうなるんですよ。

○甲斐会長

本審における特定最低賃金の必要性の有無に関して言えば、一人でも賛成しない人がいたら、使用者側の中で調整していただいて使用者側としての意見を表明していただくという形をとってきましたよね、今まで。だからそういうやり方でいくと思いますよ。一人でも反対する人がいたとしても、全体として使用者側が認めますという意見をまとめていただければそれで済むことかなと。

○福母委員

そういう努力が必要だということですね。

○甲斐会長

そうです。

○城労働局長

特定最低賃金の必要性有り無しについては、甲斐会長が仰るとおりでよろしいかと思えます。最後の金額審議のときには、決を採るということです。

○甲斐会長

金額審議の時ですよ。決を採るというのは。

○西岡委員

佐賀方式で特別委員会を始めるというのも後発ですよ。他県でも同じようなことをやってらっしゃるのであれば、他の県の状況もある程度調べて入れていただくと参考になるかと思えます。

○城労働局長

他県での状況を踏まえて申し上げているつもりではありますが、そこはもう一度確認をさせていただきます。

○甲斐会長

特別委員会の設置の良さというのは、一つは異議審のときに短時間で決めるという

のではなく、それぞれの業界の様子をちゃんと聞く機会が増えるということですよ。そこにより専門に携わっている人達を呼んで話を聞くことができる。絶対必要ですという人達、あるいはもう必要ないのではないかという意見を詳細に聞いて、その上でどういう判断、どういう報告書を上げてもらうか、その報告書を踏まえた上でここで必要かどうかの審議をしたいと思います、よろしいですか。

○西岡委員

特別委員会の委員は、専門部会と一緒にではないですよ。

○甲斐会長

事務局としては、同じようなことを想定されているとは思いますが、

○西岡委員

相対的には同じような人になるのですか。

○北村賃金室長

一応、労使の方は推薦していただくということになりますが、特定最低賃金は3業種ありますので、それぞれ3名ずつですので、ある程度業界のことがわかってらっしゃる方を1名ずつ推薦していただく方がいいかなとは思っています。

○安永会長代理

毎年この必要性審議のところは、短時間でぱっという割には案外揉めているイメージもあって、今の特別委員会の運営、やり方も何となく認識共有が今ひとつ図れてないので、それであれば規定をもう少し細かく決めておいた方が、より今後の議事運営のためにはいいのかなと、あまりガチガチに縛りすぎるのもデメリットもありますが、これに関しては多少詳細に詰めておいてもいいのではないかなと思います。もし詰めるのであれば、私の本業でもありますのでお手伝いさせていただきます。

○城労働局長

問題意識としては、特別委員会の中で、意見の取扱いをどのようにするかということがポイントですね。

○甲斐会長

そしてそれをどういう形で上げていくのかということですよ。

○安永会長代理

特別委員会で議事決定プロセスをどうするのかということですかね。

○城労働局長

事実上の話をさせていただくと、特別委員会で色々御議論いただくのはいいんですけど、何回かやった中で全然まとまらずに、それを本審に上げられてもそれはちょっと本末転倒かなと。ある程度きちっと集約をして上げていただくということが基本と

なろうかと思えます。

○甲斐会長

特定最低賃金の在り方ということが、ここ佐賀県でも議論になってきて、特別委員会の設置が始まるんですよね。ですから、先ほど安永委員が言われるようにもう少し中身を詰める時間はありますよね。設置するということについては皆様御異議がないということによろしいでしょうか。

○東島委員

それぞれの部会に3人ずつ代表がいて、皆それぞれに仕事を持っているので、それなりの情報を持っていくための時間が足りないのではということが不安要素としてあります。時間的に、それからやり方的に大丈夫かなというのがあります。

○恒吉基準部長

今の御意見について、特別委員会でいきなり議論を戦わせるというイメージではなく、特定最低賃金の根幹であります労使のイニシアティブという点で、その場合に十分に準備をしていただくということも含めて事前に個別にご説明させていただいたつもりです。といいますのは、平たく言いますと場外でという意味なのですが、まず会長が仰るように異議審で一発勝負というのがそもそも難しくなってきた。そこで場所を変えて特別な委員会でやっていただくというのですが、それでも時間が足りない場合があるという御意見であると理解しています。それぞれ労働者側だけの準備、使用者側だけの準備というのがありますが、それ以外にも事前に場外でお話を詰めて頂くということも事務局としては歓迎したいところでして、そういったことを含めて根回し的なものも事務局のお手伝いを含めて進めていただければということで、下地を作った上で特別委員会を迎えるということも私の想定にはありました。事前認識が違うようであれば御認識いただければと思います。

○東島委員

場外の意味がわかんなかったのですが。

○恒吉基準部長

経験上、今3局目ですが、以前の赴任地では事前にそういったことをやって頂ければ本番で円滑な議論ができるということで希望を持っておりました。

○諸富委員

感覚的な問題になるかもしれないのですが、必要性の審議のときに、ある程度労働者側の立場としてはそれなりの資料を準備してこないといけないと思うときに、それを代表一人だけで決めるわけにはいかないの、かなり前倒しで準備する時間が必要かと思ひまして、そうなるとこのスケジュール感が結構大変かなと思います。このスケジュールはもうこれで決まりということですか。必要性審議の時に、何を準備して来ないといけないのかとか、どれくらいのボリュームで資料を準備して来ないといけないのか。

○恒吉基準部長

スケジュールの件ですが、資料 26 ページの異議審のときに特別委員会の報告を上げられるようにと考えておりました、それを逆算してのスケジュールでございます。

○北村賃金室長

特別委員会を設置できるのが、必要性の諮問をした後に設置できるということになりますので、どうしても申出を6月下旬にして頂いても7月上旬の必要性諮問ということになって、その時期が地域別最低賃金の佳境の時期でもあるので、どうしても地域別最低賃金が終わった後というスケジュールにならざるを得ないのかなと思います。

○甲斐会長

そもそも申出を6月下旬にするというのは、これまで色々と（資料を）集めてくる手続き的には大丈夫ですか。

○東島委員

大変です。

○福母委員

今までは何月までに出してたんですか。

○東島委員

7月です。

○福母委員

じゃあ1か月近く早くなる。

○甲斐会長

先ほど賃金室長から2つ要件として、別のところですけど、地域別最低賃金がどれくらい上がるのかということも考慮しなければならぬ時代になってきていますよね。そういったことを考えると、あまり前倒しにするというのは難しいかなと思います。

○松尾委員

初めての試みなので、どうかというのはあるのでしょうかけれども、しっかりと審議するという点についてはいいかなと思います。

○甲斐会長

スケジュールの件等、融通が利く範囲で検討をする。先ほど安永委員の方からもありましたが運営規程ももう少し見直しを図るということで、とにかくやってみるということにしましょうか。ただし、これまでのように異議審で1回で決めるというのではなく、やはり準備段階は必要なのではないかということは皆様御理解いただいているのではないかと思います、いかがでしょうか。

○福母委員

先ほど労働者側の方々が準備に時間がかかると仰って、それはそうだろうなと思いました。それからふと、我々の側だと必要性が無いと出すにも資料が必要になってくるので、これは非常に難しいのではないかと思います。

○甲斐会長

異議審の時には、このメンバーだけでやりますよね。だけでも準備段階として現場におられる方々が意見を出す機会があるという意味での委員会だと思うんですよね。

○福母委員

委員会の有り難みは重々わかるんですが、スケジュール感がやはり厳しいなど。

○城労働局長

6月下旬で合わせるというのは厳しいですか。

○東島委員

まだ賃上げが終わってないところもたくさんある中で、そもそも労使協定というものが少ないと言えば少ないので、臨時大会を早くしてくださいとかお願いして、一般機械は本当に少ないので、より多くの組合さんから組織決定や同意書をもらわないと三分の一としても数を確保するのが厳しい。スケジュールを組まれた以上、前倒しでやらなければいけないと思ってはいますけど、やってみないとわかりませんが、大変だなと正直思います。

○甲斐会長

今年度も書類を整理して提出されるに当たって、かなりそれぞれ個別のところを回ったと言われてましたよね。

○福母委員

特別委員会において、他県でどの程度の資料を出されているのかというのは、労働者側は把握できますよね。そういうのを参考にされるしかないのかなと思います。

○浜村委員

他県もこの特別委員会的なものは8月下旬にやられているのですか。

○恒吉基準部長

私の知る限りではそうです。

○浜村委員

スケジュール的にも、6月下旬に申出ということですか。

○恒吉基準部長

7月の月上旬とかという記憶はあります。6月下旬はちょっと早いのかもかもしれません。

○浜村委員

そうであれば、やっぱりもう少し後ろ倒しのスケジュールで、スタートの部分でしょうけど。他県状況を調べていただいて、極力後ろ倒しできるようなスケジュールが望ましいのではないかと思います。

○甲斐会長

先ほど浜村委員からも御意見がありましたので、出来るだけスケジュールについてもう少しそれぞれ労働者側の立場、使用者側の立場、特に労働者側の申出等を勘案して後ろ倒しが出来ないかということと、委員会自体がどういう風な形でそんなに何回も何回も実施しなければいけないものなのか、あるいはある程度の資料を準備して、お互いが理解し合って話を進めていくというような協議にできればいいと思います。

それからもう一つは、安永委員からも御提案がありましたように、運営規程を少し整理をするということでもよろしいでしょうか。必要であればもう一回集まらないといけないかもしれませんが、どうですか。スケジュールと規程の調整なので、事務局にお任せして、確実にもう一度開かなければいけないという時に開いていただくということでもよろしいでしょうか。

さまざまな御意見を頂きまして、初めてやることで、もう少し他県状況も踏まえた上で、スケジュール、運用規程を詰めるということで、来年度から実施するところは御了解、御承認いただいたということでもよろしいでしょうか。

他に御意見が無いようでしたら、その他として何かありますか。

○北村賃金室長

特別委員会につきましては、スケジュールと運営規程をもう少し詰めて、皆様に御提案したいと思います。

最後に今年度の答申文に政府等への要望事項が付記されましたが、当局の対応について説明いたします。

1つ目の価格転嫁がしやすい環境整備の推進につきましては、管内4つの監督署において、企業訪問の際に国や佐賀県の企業支援に係るリーフレット等を配布することにより、賃上げ機運の醸成、賃上げ・価格転嫁しやすい環境整備の取組を推進しています。

また、最低賃金の引上げに伴う年度途中での賃金引上げに関し令和6年10月6日付で、最低賃金の改定に伴う業務委託契約の見直しを検討していただくよう、要請書を21区市町に送付しました。

2つ目の最低賃金額以上の支払が厳しい企業に対する支援強化については、業務改善助成金等の助成金について、企業訪問の際に直接周知するほか、デジタルサイネージ等を活用した周知に取り組んでいます。

なお、御要望の趣旨については、中小企業・小規模事業者がさらに活用しやすくなるよう、支援の強化に繋がるよう本省にも情報を上げているところです。私からの説明は以上になります。

○甲斐会長

はい、ありがとうございました。ただいまの御説明に対して何か御質問等はござい

ませんか。

(質問なし)

○甲斐会長

それでは、今年度最後ですので、局長より御挨拶をお願いいたします。

○城労働局長

最後に私から御挨拶を申し上げます。

年度末の大変お忙しい時期に、熱心に御審議いただきましてありがとうございます。ありがとうございました。

特別委員会の設置につきましては、こちらの方も詰めが甘くて、皆様方に御迷惑をお掛けし、改めて申し訳なかったということをお申し述べさせていただきます。整理をして改めてお示しをさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

特定最低賃金については、いずれも皆様方に熱心かつ建設的に御審議をいただいた結果、全て全会一致で改定が出来ました。また、地域別最低賃金の審議、改定につきましても、県内労働者の生計費や賃金、通常の事業の支払い能力を考慮し、真摯に御議論いただいたことに改めて感謝申し上げます。

改正された最低賃金額の周知はもとより、賃金の引上げや生産性向上に取り組む企業への業務改善助成金を始めとした様々な支援につきましても、関係者の皆様方の御協力をいただきながら、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

来年度も最低賃金の制度の円滑な運営とともに、賃金引上げに向けた企業への支援を最重点課題の一つに位置付け、さらに労働環境の整備へ向けて、労働局が一丸となって進めてまいり所存ですので、引き続き皆様方の御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、今年度で安徳先生が御卒業ということで、後ほど厚生労働大臣、厚生労働省の労働基準局長賞の授与をさせていただきたいと思っております。

顧みますと、安徳先生の就任から、ちょうど十年になられますけれども、その時期は私が基準部長の時期に当たりまして、大学まで御挨拶に伺った時のことを昨日のことのように思い出します。本当に、先生の多大な御貢献に感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

結びとなりますが、委員の皆様方の御健勝を御祈念申し上げます。御挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○甲斐会長

局長、ありがとうございました。

それでは、審議会はこれにて終了したいと思います。議事録の署名につきましては、労働者側は山口委員、使用者側は八谷委員をお願いいたします。

今年度、暑い夏から皆様に御協力いただきまして、ありがとうございました。来年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。

会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
